

# 人生の最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関する指針

医療法人 恒昭会

藍野病院

この指針は、人生の最終段階を迎えた患者・家族等と医師をはじめとする医療従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示す指針である。

そのためには担当の医師ばかりでなく、看護師やソーシャルワーカー等の医療・ケアチームで患者・家族等を支える体制を作ることが必要である。

## 1 人生の最終段階における医療の在り方

- ① 医師等の医療従事者から患者に対し適切な情報提供と説明がなされ、その情報に基づいて医療・ケアを受ける患者が多専門職種（医師・看護師・ソーシャルワーカー等）から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、患者による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である。

また、意思は変化しうるものであることを踏まえ、患者の意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、患者との話し合いが繰り返し行われることが重要である。

さらに、患者が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等（親しい友人等）の信頼できる者も含めて、患者との話し合いが繰り返し行われることが重要である。この話し合いに先立ち、患者は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要である。

- ② 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断すべきである。
- ③ 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことが必要である

## 2 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

### (1) 患者の意思が確認できる場合

- ① 方針の決定は、患者の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要である。  
そのうえで、患者と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた患者による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて患者の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、患者が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われることが必要である。この際、患者が自ら意思の伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いが繰り返し行われることも必要である。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録にまとめておくものとする。

### (2) 患者の意思が確認できない場合

- ① 家族等が患者の意思が推定できる場合は、その推定意思を尊重し、患者にとって最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が患者の意思を推定できない場合は、患者にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、患者にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、患者にとっての最善の方針をとることを基本とする。

なお、家族等がいない場合は、早い段階で患者の意思確認をし、人生の最終段階における医療の方針を決定しておく必要がある。

- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録にまとめておくものとする。

### **(3) 多専門職種からなる話し合いの場の設置**

上記 (1) 及び (2) の場合において、方針の決定に際し、

◇医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合

◇患者と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

◇家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

等については、担当の医師や看護師以外によるカンファレンス等を活用することを検討する。

施行 平成 30 年 9 月 1 日

改定 令和 2 年 4 月 1 日